令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07 産業振興

提案事項(事項名)

デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の交付対象の拡充

提案団体

岐阜県、栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどの受入環境の整備等を促進するため、地方公共団体及び民間事業者の主体性が十分発揮できるよう交付金の対象を拡充すること。

具体的な支障事例

令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、令和2年度補正予算で計上された地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィス施設は交付対象外とされている。

そのため、地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィスでは、サテライトオフィス等を利用する企業の進出を支援する「進出支援事業」(最大 100 万円/社を助成)や施設のプロモーション等を行う「サテライトオフィス等開設支援事業」が活用できず、当県における企業誘致活動に支障を来している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

過年度採択事業の対象施設の誘致活動事業を交付対象とすることで、積極的な誘致活動を行うことができ、サテライトオフィスの入居が進み、交付金の目的である地方への人の流れを創出することができる。

根拠法令等

令和3年 12 月 17 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「令和3年度補正予算分デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の取扱いについて」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長野県、可児市、名古屋市、京都府、兵庫県、高松市、福岡県、熊本市

〇当市においても、国の令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)のうち、「サテライトオフィス等活用促進事業」及び「進出支援事業」を活用することを検討したが、過年度に同交付金を活用して整備したサテライトオフィスを対象とした事業の申請が不可能とされ、かつ、その他の当市内サテライトオフィスのうち特定の施設を対象とする事業を実施する予定もなかったため本交付金の申請自体を断念した。

当市が地方創生テレワーク交付金を活用して整備した施設は、昨年度末に整備を終え、今年度から本格的に首都圏等企業等の進出支援事業を実施する方針としていたところであり、同交付金を活用できなかったことによ

り、効果的な誘致活動を展開するうえでの支障が生じている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

234

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

地域女性活躍推進交付金の採択において複数年度の計画期間を認めること及び交付要件の緩和

提案団体

秋田県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、藤里町、三種町、八郎潟町、東成瀬村、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度分を継続して採択することを認めること。

また、同交付金の「活躍推進型」について、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」については、「地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組」等と併せて実施するという要件に加えて、先進的、先駆的な事業である必要があるとする要件や、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった要件があるが、これらを緩和し、柔軟で使いやすい制度とすること。

具体的な支障事例

女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画について、当県では複数年度で計画を策定しており、当該計画に基づき、地域の課題解決に向け、複数年度継続して事業を行っているが、地域女性活躍推進交付金については、単年度ごとの採択となっていることから、安定的な財源を確保できず、事業の継続性を担保することが困難になっている。

また、職業生活における女性活躍を推進する上では、その根底にある意識の変革を図り、人材を育成することが必要であり、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」についても、一体的に進めることが重要であるが、総事業費に係る上限等、複数の制約があることから交付金の活用に支障を来している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

複数年度分の継続した採択が認められることにより、事業の継続性を担保することが可能となり、効果的な事業執行が見込まれる。

また、交付要件の緩和により、地域の実情に応じた女性活躍に関する取組を一体的に進めることができるようになり、職業生活における女性活躍を推進するに当たり、必要となる根底にある意識の変革を推進することが可能になる。

根拠法令等

地域女性活躍推進交付金公募要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

入間市、神奈川県、長野県、京都市、八尾市、島根県、熊本市、沖縄県

- 〇地域女性活躍推進交付金を活用して、女性の就労・働く環境整備の推進および女性が活躍できるまちづくり事業を計画している。働く環境整備にあたっては、複数年度に渡り継続して実施しなければ効果が見えてこないことから、単年度ごとの採択となっている交付金の支給を見直し、安定的な財源を確保できるよう、複数年度分の採択が認められることが望まれる。
- 〇採択にあたっては、新規性や先進性のある事業が重視されており、複数年を見据えた計画的、持続的な事業 構築が難しくなっている。
- 〇地域女性活躍推進交付金の採択は、新規性や先進性がある事業が優先されるため、事業を継続することが なじまず、安定的な取組が実施できない。
- 〇当県では令和3年度から、地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」を活用した女性支援事業を実施しているが、支援対象となる女性は複合的な課題を抱えている場合が多く、反復・継続した相談対応が必要となることが課題である。

複数年度継続した採択が認められれば、中長期的な支援計画を立てることが可能となり、より効果的に事業を実施できる。